

## 上有政策下有対策

弁護士法人大江橋法律事務所  
弁護士 竹田 昌史

PROFILE

年末年始にかけて日本に一時帰国した後、先週上海に戻って来ましたが、上海の浦東国際空港で面白いエピソードがあったのでご紹介します。

いつものように入国審査を終え、タクシーに乗車して行き先を伝えたところ、空港を出て間もなく、タクシー運転手が唐突に「お客様、タクシーを交換してもらうことはできますか?」と質問してきました。目的地が近い場合の乗車拒否はよく見かけますが、今回は自宅までは数十キロと長距離なので不思議に思い、「目的地は長距離だから最後まで送った方がお得じゃないの?」と聞いたところ、運転手の話では、あまりに長距離だと却って利益が出ないと。詳しく聞いたところ、上海の空港では日常的に数千台のタクシーが乗客を乗せるために並んでおり、乗車客を一回乗せるために6時間以上待たなければならぬが、もし目的地が近いお客様を乗せた場合には空港に戻って再度並ばずに別の乗客を乗せることができるので儲かるというのです。

私は初めての経験だったので、運転さんにOKしたところ、空港から数キロ離れた場所で別のタクシーが待っており、新しい運転手が私を乗せてくれたのです。乗車後に新しい運転手に聞いたところでは、さっきの運転手は長距離のお客を乗せると、長時間かけて空港に戻り、再度長時間並ばないといけなくなるので割合合わないので、お互いに長距離と短距離で乗車客を配分しているというのです。

上記の行為が法的に認められるかは怪しいですが、上海市の政策規定を見てみると、実際に、上海の西にある虹橋空港と東にある浦東国際空港でそれぞれ政策規定が出され

ています。私が経験した浦東国際空港の政策規定を見ると、①目的地が浦東国際空港から22キロメートル未満で、かつ②往復時間が1時間を超えない場合、このような短距離業務を受託したタクシー運転手については、空港に戻って「短距離チケット」を受け取ることができ、再度待機せずに新たにお客を乗せることができると定めています。また虹桥空港の政策規定を含めて、これら政策規定の目的は、最終目的地の距離が短い場合に十分な報酬を得られないタクシー運転手が空港で乗車を拒否するケースが多いため、タクシー運転手に優遇措置を与えることで、短距離乗客へのサービス意欲を高めることにあるようです。

自宅まで送迎してくれたタクシー運転手の話では、中国ではタクシー会社のタクシーと交通プラットフォーム企業がネット手配する白タク(いわゆる“网约车”)の間の競争が激化し、空港で乗せるお客様の数も減っており空港での乗車客を拒否できる状況ではないが、あまりに長距離客だと割を食うので、タクシー運転手の間で組織的に連携しながら住み分けをしているというのです。

短距離客の乗車拒否を防ぐために導入された上海市の政策規定について、一見すると長距離客を乗車拒否しているように見える一方、上手に長距離客を別のタクシーにお願いして目的地まで乗せつつ、自分は短距離業務を継続する、身近なところで“上有政策下有対策”を経験することができました。

以上

具体的な事案に関するお問い合わせメールアドレス：[info\\_china@ohebashi.com](mailto:info_china@ohebashi.com)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせて頂きます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければ存じます。